

(案)

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて

(提言)

令和4年6月

建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

目 次

はじめに	1
1 建設工事における安全衛生経費の考え方	2
2 安全衛生経費をめぐる現状と課題	4
3 安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策	5
(1) 「安全衛生対策項目の確認表」と「標準見積書」の作成・普及	6
(2) 安全衛生経費の重要性に関する戦略的広報	8
(3) 施策を体系的に進めるための仕組みの構築	11
おわりに	13
検討会 委員名簿	14

はじめに

- ・ 建設業は、「人材」で成り立っており、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項である。
- ・ 建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向にあり、昭和 47 年には 2,400 人にも上っていた労働災害による死亡者数は、平成 30 年には 309 人まで減少している。
- ・ しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性ある取組を推進する必要がある。
- ・ 平成 29 年 6 月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」においては、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等（第 2.1. (1)）」が講ずべき施策の一つとされている。
- ・ 建設工事における安全衛生経費が下請まで適切に支払われるような実効性ある施策について検討を進めるため、国土交通省に「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」（座長 蟹沢宏剛氏）が設置された。
- ・ 本検討会においては、安全衛生経費の実態に関する元請・下請向けの実態調査、発注者向けの実態調査、安全衛生経費に関する個人の意識調査等を行い、安全衛生経費が下請まで適切に支払われるための実効性のある施策について、平成 30 年 6 月の第 1 回より、計 6 回にわたり検討を行った。
- ・ 本報告は、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた具体的な施策を取りまとめたものである。
- ・ 本報告が、安全衛生経費の適切な支払いに貢献することを切に望む。

1 建設工事における安全衛生経費の考え方

- 基本計画においては、「安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人までに確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する」、また、「労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る」とされている（第2.1.(1)）
- このような中、本報告において安全衛生経費の考え方を取り上げる意義は、3つある。

（安全衛生経費の「見える化」）

- 第一に、安全衛生経費の「見える化」の必要性である。
- 安全衛生経費については、その範囲が必ずしも明確ではない。この点が、受発注者（元下間も含む）相互の安全衛生経費に関する認識のズレを生じさせ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられる。
- このため、発注者・元請企業・下請企業などの関係者間でコンセンサスを得るべく、安全衛生経費の範囲をできる限り明確にする、すなわち、安全衛生経費を「見える化」する取組を進める必要がある。
- その際、安全衛生経費の範囲については、
 - 建設工事の工種、工事規模、施工場所、施工時期等により異なること
 - 安全衛生対策に係る技術の進展、社会情勢等により、その範囲の変動が予想されること
 - 安全衛生経費を構成する安全衛生対策の項目を一律に最小限明示した場合、それが標準化してしまうおそれがあることなどに十分留意する必要がある。

(安全衛生経費に関する意識改革)

- 第二に、安全衛生経費に関する意識改革の必要性である。
- 現状では安全衛生経費に関する認識は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設工事従事者・国民等の関係者それぞれの立場により異なっている。
- このため、安全衛生経費の「見える化」の取組や重要性に関する戦略的な広報などを通じて、関係者の理解の醸成を図るなど、安全衛生経費に関する意識改革に努めるべきである。

(安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化)

- 第三に、安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップや進化の必要性である。
- 上述の「見える化」や意識改革により得られた知見（工夫、効果、課題など）を有効活用し、安全衛生経費のさらなる適切な支払いに繋げるべく、取組のフォローアップや進化の検討に努めるべきである。

2 建設工事における安全衛生経費をめぐる現状と課題

- ・ 本検討会では、建設工事における安全衛生経費の実態を把握するために、以下の調査・ヒアリングを行った。
 - ① 元請・下請向け実態調査 (平成 31 年 3 月～令和元年 5 月)
 - ② 発注者向け実態調査 (令和元年 8 月～令和元年 9 月)
 - ③ 個人向けアンケート調査 (令和元年 9 月)
 - ④ 一人親方へのヒアリング (令和元年 9 月～令和元年 10 月)

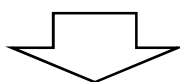
- ・ これらの調査等を通じて、安全衛生経費をめぐる現状と課題について分析した。

実態調査等により把握した安全衛生経費をめぐる現状と課題

<現状>

	労働安全衛生法や安全衛生対策(経費)に関する認識	安全衛生対策を検討するための団体(社内)ルール・マニュアル	契約手続き(見積～契約・変更契約等)や安全衛生経費の支払い実態
元請・下請	<p>・「根拠になる法律も含めある程度知っている」と「安全と健康を確保するために実施しなければならない対策を知っている」の回答を合わせると、9割以上の企業は認知。</p>	<p>・約7割の企業で社内ルール・マニュアルがない。 ・特に従業員数が少ない中小企業ではルール・マニュアルがない傾向。</p>	<p>・発注者(注文者)から提示された見積条件の中に、『安全衛生対策』の具体的な内容がなかったと『わからない』の回答を合わせると、約7割。 ・発注者・注文者に対し、見積条件で提示されていなかった新たな安全衛生対策を提案すれば、約8割は『認められた』と回答。 ・請負代金内訳書の中に、『安全衛生対策のための費用が記載されていなかった』と回答した注文者が約7割。</p>
地方公共団体・民間企業 発注者	<p>・市・町・村では「法律等の根拠は知らない」との回答割合が都道府県・政令市よりも高い。 ・民間企業では、全体では約7割が「対策の内容と根拠になる法律等がある程度知っている」と回答。</p>	<p>・市・町・村では「社内基準等は設けていないが、工事発注の都度、安全衛生対策を検討している」や「社内基準等は設けておらず、発注工事の安全衛生対策は受注者に任せることが多い」 ・民間企業では、「発注工事に求めるべき具体的な安全衛生対策の基準を定めている」との回答が最も多かった一方、「社内基準等は設けておらず、発注工事の安全衛生対策は受注者に任せることが多い」との回答も多い。</p>	<p>・地方公共団体・民間企業ともに、9割以上が「発注工事の予定価格に安全衛生経費を含めている」と回答。 ・都道府県・政令市は全ての団体が「含めている」と回答した一方で、市・町・村では「含めていない」、「わからない」との回答が一定割合あり。</p>
個人	<p>・約7割が「労働安全衛生法を知らない」と回答。住宅取得の有無によっても認知に差がみられる。 ・安全衛生経費については、「知らない」と「聞いたことはあるが、よく知らない」の回答を合わせると約9割。住宅取得者では認知者が多い。</p>	—	<p>・住宅取得時の安全衛生経費の支払いについて、「わからない」と「支払っていない」を合わせると約9割。</p>
一人親方	<p>・未だに『ケガは自分持ち』という認識(特に町場)。 ・ゼネコンでは近年「労災隠しは犯罪」という意識が浸透している。 ・安さを訴求するパワービルダーが、安全管理を徹底しないことが安全性を損ねている。 (※ヒアリングにおける意見より)</p>	—	<p>・契約書面はなく、安全経費の取組もない。金額を口頭で伝えられる。 ・安全衛生経費を請求したが支払われなかった。むしろ安全経費を引かれる。 ・国が契約書の雛形を作って、義務化し、守らない事業者を開示したりしてほしい。 (※ヒアリングにおける意見より)</p>

※2019年に実施した建設工事における安全衛生経費に関する実態調査結果やヒアリング結果を元に作成。



<課題>

- 工事内容に応じて、安全衛生対策を決める際に参考となるツールの整備
- 安全衛生経費に関するさらなる認知度向上
- 安全衛生経費を請求しやすい環境の整備

3 安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策

「第2章 安全衛生経費をめぐる現状と課題」を踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策として、本報告書では以下の3つの施策を提言する。

(1) 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及

- ・ 安全衛生経費を構成する安全衛生対策の項目を一律に最小限明示した場合、それが標準化してしまうことが懸念される。
- ・ このため、まずは第一ステップとして、元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図ることが有効と考えられる。
- ・ 「安全衛生対策項目の確認表」については、一般的な建設工事で必要となる（標準的な）安全衛生対策のみならず、工事の施工場所や施工時期等の特性に応じて、できる限り幅広い安全衛生対策を盛り込むことができるよう工夫することが必要である。
- ・ この「安全衛生対策項目の確認表」の作成・普及の取組とあわせて、安全衛生経費の適切な確保に向けて、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図ることも有効と考えられる。
- ・ 各専門工事業団体においては、社会保険加入問題への対策として、法定福利費を内訳明示した標準見積書の作成・普及が進められており、安全衛生経費についても、この取組を参考にしつつ、下請まで適切に支払われるための施策を検討、実施することが有効と考えられる。
- ・ なお、上記の「安全衛生対策項目の確認表」や安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」については、将来的に、安全衛生経費を元請企業へ適切に請求している企業や、安全衛生経費を下請企業へ適切に支払っている企業を評価する仕組みの構築も見据え、建設キャリアアップシ

システムを活用した建設技能者の能力評価や企業の施工能力の見える化に取り組んでいる専門工事業団体の協力を得ながら、先行的にサンプルを作成し、その事例の横展開を図っていくことが有効と考えられる。

- 安全衛生対策項目の確認表等の作成にあたっては、元請企業や下請企業などを構成員とするワーキンググループを設置し、具体的な検討を進めることが望ましい。
- また、検討会においては、安全衛生経費の別枠化について意見があった。
- 安全衛生経費の別枠化とは、建設工事の積算体系上、安全衛生経費を直接工事費や間接工事費などと並ぶ経費として独立させる（別枠化する）というものである。
- 一方で、安全衛生経費の別枠化については、
 - 予定価格の積算体系を根本から見直すことは現実的ではない（法定福利費でも積算体系上は別枠化されていない。）
 - 工事の目的物の施工に直接必要な直接工事費として計上されているもののうち、安全衛生対策項目に該当しうるものについて、安全衛生経費に位置づけることは積算上現実的ではないといった意見もある。
- このため、当面の実効性ある施策としては、「安全衛生対策項目の確認表」や安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及を進め、安全衛生経費に該当する対策項目を見える化し、当該対策に要する経費の合計費について安全衛生経費として内訳明示する方向で検討することが妥当と考えられる。
- 加えて、本検討会においては、EUのコーディネーター制度を日本に導入することについて意見があった。
- しかしながら、前提となる基本的な制度文化がEUと日本では大きく異なること、現に安全計画の調整や実施の確保制度は、日本では労働安全衛生関係法令が確立されていること、本検討会は国土交通省を事務局として、安全衛生経費が下請まで適切に支払われるための実効性ある施策を実務者を中心に検討するものであることなどから、本検討会では検討の対象外として整理した。

(2)安全衛生経費の必要性や重要性に関する戦略的広報

- 国土交通省では、安全衛生経費の確保の必要性や重要性について、これまで、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定、リーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」の作成・配布など、建設業者等に対してその周知に努めてきているが、地方公共団体や民間企業などの発注者、元請や下請となる建設業者、国民に対してよく理解されるよう、広報の取組を更に強化する必要があると考えられる。
- また、下請から元請等に対し、安全衛生経費を要求しやすい環境整備も必要と考えられる。
- 安全衛生経費の必要性や重要性を戦略的に広報するため、具体的な施策としては、以下が考えられる。

(適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実)

- 国土交通省と厚生労働省では、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の手順等を紹介するためのリーフレットを平成 27 年に作成している。
- リーフレット作成から 4 年半が経過しており、建設業における労働災害の発生状況に関する最新情報や安全衛生経費をめぐる最新動向を反映した内容に改訂し、有効な広報ツールの一つとして活用すべきである。

(インターネットやソーシャルメディアで情報発信)

- 本検討会で実施した国民意識調査においても有効な広報手段として挙げられている、インターネットやソーシャルメディアを通じて、安全衛生経費の重要性等を情報発信すべきである。
- 例えば、墜落・転落防止対策、はさまれ・巻き込まれ事故対策、交通事故対策、熱中症対策、メンタルヘルス対策などの事例や効果等について、ソーシャルメディア等の特性を踏まえ、わかりやすい形で情報発信すべきである。

(安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布)

- 安全衛生対策の重要性等に関する認知度向上のため、不特定多数の人々が目にする場所（例えば、駅・ターミナル、電車内、競技場施設など）にポスターを掲載し、情報発信を行うことが有効と考えられる。
- ポスターに安全衛生対策や安全衛生経費に関するミニ情報やクイズを掲載し、閲覧者に関心を持ってもらったり、関連するホームページへ誘導したりすることも考えられる。

（全国安全週間などでの集中的な広報）

- 国や地方公共団体、建設業関係団体等が連携・協力し、例えば、例年7月第1週頃開催されている全国安全週間などにおいて集中的な広報を実施することが有効と考えられる。
- 当該期間内において、ホームページへのアクセス数を目標設定化し、達成状況を把握するなど、成功要因や失敗要因を分析し、次の広報活動に繋げることが大切である。
- また、世の中の安全衛生対策への関心が高まる時期にあわせて、事前に広報戦略を検討の上、具体的な広報活動を展開することも有効である。

（発注者向けのリーフレットの作成）

- 安全衛生経費に関して、これまで発注者にターゲットを絞った広報素材は整備されていない。
- また、検討会で実施した発注者向け実態調査において「安全衛生経費に関する発注者の知識・ノウハウの向上」を挙げる回答が多かった。
- このため、行政や民間企業等の発注者向けに安全衛生経費の重要性等をわかりやすく伝えるリーフレットを作成することが有効と考えられる。

（一人親方向けのリーフレットの作成）

- 安全衛生経費に関して、これまで一人親方にターゲットを絞った広報素材が整備されていない。
- また、厚生労働省が実施したアンケート調査や国土交通省が実施した一人親方へのヒアリングにおいて、「安全経費を契約の中で認めてもらっていない」、「安全経費があることも知らなかった」との回答もあったことから、一人親方向けに安全衛生経費の重要性等をわかりやすく伝える

リーフレットを作成することが有効と考えられる。

- 上記のような施策の展開にあたっては、伝えたい相手（広報対象者）に応じて、安全衛生経費の確保の重要性等がしっかりと伝わるよう、適切な広報ツールを作成し、戦略的な広報に努める必要がある。
- なお、広報の波及効果をより高めるため、広報ツールの作成にあたっては、専門家、元請・下請企業、発注者など、多様な関係者の意見を踏まえながら検討することが望ましい。

(3) 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- ・ 安全衛生経費が下請まで適切に支払われるための施策を戦略的に展開するため、施策を体系的に進めるための仕組みを構築することが重要である。
- ・ 具体的な施策としては、以下が考えられる。

(安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査)

- ・ 建設工事における安全衛生経費をめぐる実態を把握し、下請まで適切に支払われるための施策の効果分析等のため、安全衛生経費に関する実態調査を継続的に行うことが有効と考えられる。

(人材の育成)

- ・ 安全衛生経費が下請まで適切に支払われるためには、元請企業・下請企業、一人親方、発注者等の安全衛生経費に関する意識を改革し、安全衛生経費に対する知識・ノウハウを向上させる環境づくりが必要である。
- ・ このため、国は建設業関係団体等と連携・協力し、例えば、以下のような取組を検討すべきである。
 - ・ 安全衛生経費の適切な支払いに関するセミナー・講習会の開催
 - ・ 安全衛生経費に関する研修プログラムやテキストの開発
 - ・ 地方公共団体の職員等が参加する地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議等の場を通じた施策の情報共有・調整

(各主体がまとめたガイドブック・事例等をホームページ上で一元化)

- ・ 安全衛生経費をめぐる最新情報を含め、幅広い情報を多様な関係者に提供するため、各主体がまとめた安全衛生経費に関するガイドブックや事例等をわかりやすくホームページ上に一元的にまとめ一覧性を高めることが有効と考えられる。

(建設業法第19条の3の徹底)

- ・ 労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務付けている。

- したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る必要がある。

おわりに

- 本報告は、安全衛生が確保された建設工事が行われる前提として、安全衛生経費が下請まで適切に支払われるよう、建設工事に関わる者が取り組むべき施策を取りまとめたものである。
- 今後は、本報告に記された考え方を踏まえながら、施策の具体化に取り組み、継続的に進化させ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を着実に推進することを求めるものである。

検討会 委員名簿

氏名	所属等	備考
大幢 勝利	(独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長	
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授	座長
城戸 尚治	(株) 城戸産業医事務所 代表	
本山 謙治	建設業労働災害防止協会 技術管理部長	
細谷 浩昭	建設労務安全研究会 理事長 鉄建建設(株) 執行役員安全推進室副室長 安全品質環境部長	
田久 悟	全国建設労働組合総連合 労働対策部長	
大森 一真	日本建設産業職員労働組合協議会政策企画局 局長 兼 副議長*	第1~6回
水野 龍平	日本建設産業職員労働組合協議会政策企画局 局員	第7回
藤井 覚	(一社) 日本建設業連合会安全委員会安全委員会安全対策部会 専門委員 清水建設(株) 土木総本部土木生産計画本部 積算第2グループ長	
土屋 良直	(一社) 全国建設業協会 常任参与*	第1~6回
最川 隆由	(一社) 全国建設業協会 労働問題専門委員会委員(特別委員) 西松建設(株) 安全環境本部 安全部長	第7回
山谷 朋彦	(一社) 全国中小建設業協会 理事 (株) ヤマヤ土建 代表取締役	
岸田 敏弘	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 東京建設躯体工業協同組合 (株) 岸田組 代表取締役	第1~6回
鈴木 央	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会東京建設躯体工業協同組合 副理事長 (株) 鈴木組 代表取締役	第7回
関根 健太郎	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会東京建設躯体工業協同組合 常任理事 関根建設(株) 専務取締役	
矢野 進一	全国仮設安全事業協同組合 常務理事*	第1~6回
東尾 正	全国仮設安全事業協同組合 専務理事	第7回
小岸 昭義	(株) O G I S H I 代表取締役	

(※は第1~6回検討会時点の役職)